

<概要説明>

営業休止補償における固定的経費に関しては、休業期間中に継続して固定的に支出が予想される経費として、公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（以下「細則」という。）第27第1項（二）の各号にて該当する勘定科目が掲げられているところであるが、補償実務上、その認定については、『営業補償の理論と実務』に掲載の「固定的経費検討一覧」に示されている各々の科目ごとの補償の可否に関する判断基準によっているところである。

固定的経費の補償については、収益額の認定の過程で必要経費として損金経理された経費の中から認定することになるが、今般、税法等の法令改正や標準的な建物移転工法の考え方に則した見直しを行った結果、別添のとおり、細則に掲げる各号の規定について一部改正を行う必要が生じたものである。合わせて、各々の科目ごとの補償の可否に関する詳細な判断基準についても、補償基準の運用上の判断基準として位置づけ、別に定めるものとする。

なお、概要については、以下のとおりである。

【概要】

①自動車重量税、有形固定資産の減価償却費

損金経理された金額の50%補正による認定を改め、損金経理された金額の全額にて認定することとする。

②都道府県民税・市町村民税

損金経理されている場合の均等割については、毎年一定額が課税されるものであることから、固定的経費として認定することとする。

③電気・ガス・水道・電話等の基本料金、有形固定資産の減価償却費、土地・建物等の賃借料、火災保険料

標準的な建物移転工法である再築工法の考え方にに基づき、補償契約の締結後に建物等の対象物件が存続する期間等において継続して支出されることが予測される経費については、適宜、固定的経費として認定することができるものとする。

④保守料

現行の修繕費とは別に、機器等の保守点検のために定期的に必要な施設警備料、ウイルスソフトライセンス更新料等については、固定的経費として認定することとする。

⑤その他（法令改正関係）

・役員賞与（H18年度会社法改正）

職務執行の対価として税務署への届出又は事前の株主総会等での決議がなされ、損金経理されている場合については、固定的経費として認定することとする。

・有形固定資産の減価償却費（H19年度税制改正）…判断基準の変更無し

償却可能額及び残存価額の制度廃止（1円まで償却）に伴い、計算方法の説明の一部変更。

・繰延資産の減価償却費（H17年度商法改正）…判断基準の変更無し

繰延資産の呼称変更及び企業会計基準に則した説明の一部変更（定額法にて償却）